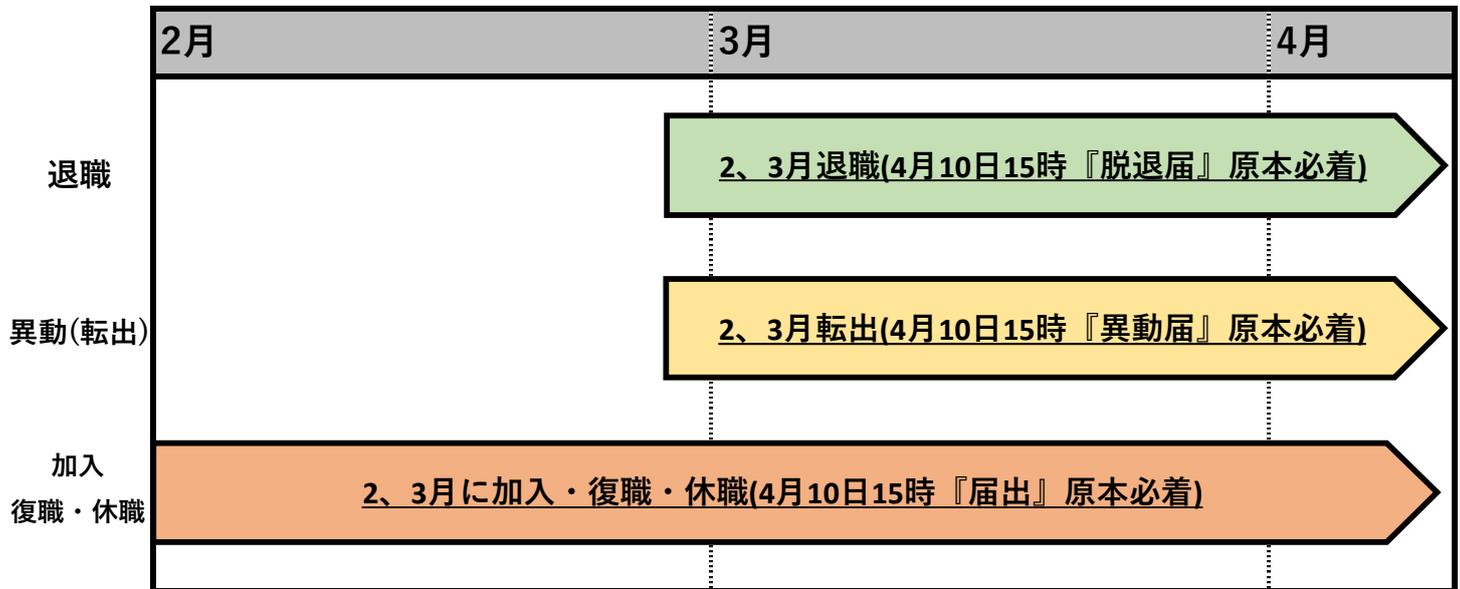


## ⚠ 年度末のご注意 ⚠

- 届出書類の遡り期間は、通常2か月ですが、**年度を越えての遡りは出来ません。**



**令和7年3月分の届出書類の締切日は4月10日(木)15時、原本必着です！！**

昨今の郵便事情も考慮し、必ず上記期日の15時までに到着する  
発送方法でご送付ください。

**3月退職、3月異動(転出)の届出の締切日も  
4月10日(木)15時  
原本必着ですのでご注意ください。**

- 期日に間に合わなかった場合には、届出書類通りの処理ができなくなります。

例) 4月10日(木)15時までに、3月退職者の届出書類が到着しなかった場合  
⇒4月分の掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

例) 4月10日(木)15時までに、3月末転出、4月転入者の届出書類が到着しなかった場合  
⇒異動は成立しません。旧施設で退職手続きをしていただきます。旧施設に4月分の  
掛金を請求させていただき、4月末退職処理になります。

## ご提出の前にご確認ください！

### ●『旧様式』での届出は、受付できません。

退職・異動について『旧様式』での届出が散見されております。『旧様式』で届出をご提出の場合、新様式で再提出をお願いすることとなり、手続きまでに時間を要し、届出書類通りの処理ができなくなってしまう場合もございますのでご注意ください。  
なお、最新の様式は共助会ホームページからご確認ください。

### ●異動手続きのトラブルが多くなっております。

異動の手続きは、掛金を継続して納入していただくことで成立します。

<異動が成立しない事例>

- 旧施設を転出後、新施設での転入までに1ヶ月の期間が空いてしまった。
- 旧施設の転出時に加入者本人に「異動届」を渡していたが、本人が紛失してしまった。
- 加入者本人が「異動届」を新施設の事務担当者に渡し忘れてしまい、共助会の提出期限に間に合わなかった。
- 共助会に加入している施設へ異動するのに、旧施設で退職手続きをしてしまった。

上記のような事例の場合、旧施設から、退職届を提出しなくてはいけなくなったり、届出書類通りの処理ができなくなってしまう場合もございますので、**異動届をご提出の際には、旧施設と新施設の事務担当者様の間で連絡を取り合い、スケジュールや手続きについて、お打合せをされることをお勧めいたします。**

## 2025(令和7)年度から月額算定が変わります

月額算定の主な変更点についてお知らせいたします。

なお、詳細については、月額算定開始前に改めてご案内させていただきます。

### 主な変更点

変更点	変更前	変更後
月額算定月	6月	10月
算定方法	USB提出	電子申請
月額算定期間	3月末～4月25日	7月中旬～8月末頃
決定通知書の発行時期	5月下旬	9月中旬

### 月額算定対象外の方

- 7月以降の新規加入者・・・加入時の給与月額で算出された掛金で翌年度9月まで納付
- 9月以降の異動(転入)者・・・旧施設の給与月額で算出された掛金で翌年度9月まで納付

### 注意点

- 2025(令和7)年7月より、**掛金の変更ができるのは、月額算定時のみ**になります。  
※途中で給与の変更(復職・異動を含む)があった場合も次回の月額算定時までは掛金の変更ができません。
- 退職者も月額算定の対象**になります。(今までは、月額算定の対象外)
- 復職する場合は、直近の月額算定時に決定した掛金で納付開始**となります。  
※次回の月額算定まで掛金の変更ができません。
- 7月以降異動(転入)する場合、旧施設の給与月額で算出された掛金で納付開始**となります。  
※**異動(転入)時に新施設で掛金を変更できません**。変更できるのは、次回の月額算定時となります。

→詳しくは **裏面** をご確認ください。

## ご注意

### 【休職・復職】

- 休職者も月額算定対象者になります。

これまで、休職者は月額算定対象外でしたが、2025(令和7)年度からは、**休職者も月額算定対象者となります。**

- 復職する場合は、直近の月額算定時に決定した掛金で納付開始となります。

**復職時に、新たな掛金に変更はできません**ので、その点を踏まえたうえで休職者の月額算定をお願いいたします。

#### ≪2025(令和7)年7月～9月の復職者について≫

7月～9月の復職者は、休職に入った時点での掛金で納付開始となりますが、**10月からは、2025(令和7)年度の月額算定で決定した掛金で納付していただきます。**

### 【異動】

- 2025(令和7)年7月以降の異動者(転入者)について

法人外異動、法人内異動の場合、旧施設(転出施設)で算出された掛金で納付開始となります。

**異動時に、新施設(転入施設)で掛金を変更できません**ので、**旧施設と新施設の事務担当者様で連絡をとり、よくご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。**

※次回の月額算定時には、掛金を変更できます。

- 新施設(転入施設)で、旧施設(転出施設)で算出された掛金で納付継続できない場合**共助会会員としての異動は成立いたしません。**

旧施設(転出施設)で退職手続き後、新施設(転入施設)で、再加入の手続きをしていただくこととなります。

**※この場合は、掛金期間及び累計額は継続されませんので、ご注意ください。**